

職業訓練忌避観定着の背景と課題

一職業訓練批判と「教育を受ける権利」擁護の一体化による一

Established of Reluctance for Vocational Training

— The Claim of "the Right to Receive Kyo-Iku" and the Criticism of the Vocational Training —

田中 萬年

Kazutoshi Tanaka

1. はじめに

わが国では職業訓練の重要性は認めてもむしろ忌避される観念が強いが、この根源の問題を探究した論考は無い。本稿ではこの根源の論理を解明する。

さて、「教育勅語」が渙発され、教育を受ける義務の観念を臣民に容認させた。教育を受ける義務に対抗して、しかし、教育を批判できない時代下で片山潜等は「教育を受ける権利」⁽¹⁾を主張した。ここに日本語として奇妙な「教育を受ける権利」の語句が創造され、欧米の"the right to education"とは異なる「教受権」観が生成された。ところが、片山は同時に徒弟制度等を批判したため職業訓練忌避感が創生された。また、幸徳秋水が「教受権」論を一般化し、平凡社を起業した下中彌三郎が普及した。

この結果、片山等の全く異なる二つの主張がセットとなって認識されるようになったと言える。この戦前の「教受権」論の創生についての詳細は別稿⁽²⁾に譲り、本稿では戦後に職業訓練忌避観が定着した背景と課題を中心に記す。

戦後、新憲法＝平和憲法の遵守が国民の使命となった。新憲法に「教育を受ける権利」が規定されると、教育学者は「教育を受ける権利」を「理論化」し、「教育権」論を体系化した。問題は、「教育を受ける権利」への戦前の「教受権」観の流入が自覚されていなかったことである。そして「教育を受ける権利」は国際的な"the right to education"とは異なるにもかかわらず、これらを同一視していることである。また、徒弟制度に代表される職業訓練は戦前の因習観と軍事化に利用されたことへの反発のみが伝承され、その人間育成としての機能が看過された。

これらのため、「教育権」論は国民一人ひとりが自立するための職業能力を修得することが権利であるという理論にならず、むしろ職業訓練が人間育成としての意義付けが低い忌避する観念が定着したのである。今後のわが国の人間育成のあり方を検討するときにはこれらの観念から脱する視座が肝要である。

2. 課題と観点

2.1. 問題と論理構造

わが国で職業訓練が十分に国民から支持されていないことについては関係者が共通に認めるところである。特に徒弟制度は教育訓練の原初的な制度であり、近年ではその再評価が国際的な動向と言えるが、我が国では対応が十分とは言えない。例えば、濱口圭一郎が「G20-OE CD-EU 若者上質徒弟制会議」における「日本の発言者としては出ていない」と紹介している⁽³⁾ように、それは政府要人、官僚にも及んでいる。

このような徒弟制評価のわが国での低迷は教科書に現れている。わが国の高等学校の歴史教科書では徒弟制度を紹介していないか、紹介しても封建的な制度とする批判的解説となっている。ここからは職業への尊重観は育たない。しかし、イギリスのテキストでは技術・スキルの伝承として徒弟制度の意義を解説しているという差異がある。例えば、イギリスのあるテキストの「親方は apprentices と呼ばれているすべての新人に熟練の“art と秘法”を教えた。」⁽⁴⁾としていた。ところが、世界のテキストを学ぶために同書を翻訳した今井等は「親方は、すべての徒弟とよばれた新参者に、手工業者の『技術と商い』を教えた」と誤訳したまま発行している⁽⁵⁾。

これでは徒弟制度だけではなく、職業訓練への理解が正しく認識されるはずがない。職業教育は職業訓練が重視されない社会で尊重されるわけではなく、そしてその逆も真なりである。このようなわが国の課題は国際的に見れば明らかになる。例えば最初のILOの勧告やユネスコの勧告は学校での技術教育や職業教育は職業訓練のために行うと定義した⁽⁶⁾ように、両者は一体的に位置づけられている。

また、平成15年2月に基本的人権の保障に関する調査小委員会がまとめた『教育を受ける権利に関する基礎的資料』がフランスの「教育基本法」だ⁽⁷⁾とした"Loi d'orientation sur l'éducation"は、"éducation"「への権利は…社会生活および職業生活に参加し、市民としての権利の行使を可能にする…ため」⁽⁸⁾としている。わが国「教育

基本法」の「教育は…職業…を重視し、勤労を重んじる」とは労働・職業への立場が異なると言える。

ちなみに、イギリスの庶民の学校は若者の“働く過程での学習”を整備したと言え⁽⁹⁾，“education”と「教育」との概念の相違が窺われる⁽¹⁰⁾。わが国の職業訓練観低迷の背景にはこのような“education”の概念を誤解していることも関連している⁽¹¹⁾。

わが国でも福沢諭吉は『学問のすゝめ』を初めとして各種の論考で実学の振興を強調したが、維新期の財政事情から職業教育の整備は遅れた。むしろ、「立身」のための進学に有利な普通教育が主流となり⁽¹²⁾、職業教育は軍備拡張の戦時期に推進された。このことがまた戦後に批判され普通教育・教養主義信奉に偏向したと言える。

このようなわが国の職業教育が忌避され、低迷している観念について、本田由紀は「見失われてきた『教育の職業的意義』」において、教育学の内部においても職業、職業教育の否定論もあり、教育と労働の関係性が時の政策において利用されてきたことへの反発があったこと等を背景に、進学率の向上と、高度経済成長による企業の労働力の確保の意図への批判にある、としている⁽¹³⁾。それは社会経済的条件に有ったと本田はしている。

また、筆者は職業教育が忌避される現行の法体系について整理している（田中：2013年）。しかし、職業教育を忌避する法体系が生じる根源的な観念が何に因るのかについての考察までには及んでいない。それは本田が言う“職業、職業教育の否定論”についての根源が何に起因するののかの課題に関わっていると言える。

ところで、戦後の「教育権」論を体系化した第一人者である堀尾輝久はヨーロッパの人権思想から「教育を受ける権利」論が発達し、「日本国憲法」に規定されたとの論理を立てている⁽¹⁴⁾。そして、堀尾は「教育を受ける権利」が最初に現れたのは1936年のソビエト憲法としている⁽¹⁵⁾が、それより早く片山潜等が1898年に、幸徳秋水も1904年に、さらに下中彌三郎も1920年に主張している。

また、新憲法下で堀尾が体系化した「教育権」論は労働・職業問題を無視する論になる。そして、そのような「教育権」論が教育学界で主流となり、マスコミを通じて日本の社会に広まり、わが国に定着したと言える。

そこで本稿では、職業訓練忌避観は日本語として奇妙な「教育を受ける権利」とセットになって戦前期に創生され、その観念が戦後の「日本国憲法」に「教育を受ける権利」が規定されたことにより定着した、との論理構造を論証しようとするものである。

ここで、本稿のような探究がこれまで試みられなかった背景を考えてみたい。職業訓練は人の育成に関係するため教育学の課題にもなるが、同時に労働と密接な関係にあり、労働問題、労働経済学の課題でもある。しかし、各々の個別の学問観では本稿のような課題意識は生じないと言える。

例えば、教育界は労働界で「教育権」論が主張されているとは推測しなかったからだと見えよう⁽¹⁶⁾。一方、労働

学界には“学校は労働力の人材養成機関”とみる独自の観点があり、「教育権」論には関心が薄いためだと思われる⁽¹⁷⁾。この両者を“総合的・俯瞰的”に見つめ、職業訓練忌避観が創生・定着した背景と経緯を解明することは今日の重要な課題と言える。

2.2. 近代化と「習業」の位置づけ

既に江戸幕府は欧米の近代化を理解し、それに追いつくための施策を始めていた。明治政府も近代化のために、殖産興業の重要性を認識し、その担い手である労働者（職工）の養成方法を検討していた。それは、1890年に公布されたが施行されなかったボワソナード民法典と呼ばれた⁽¹⁸⁾「旧民法」に規定された「習業契約」に現れていた。

「旧民法」の原案にはボワソナードが労働者保護の立場から提起した「徒弟契約」があった。ところが、「徒弟」は「坊主見タイ」として「習業契約」に変更され公布された。ボワソナードの「習業契約」とは、「工業主、職人、商人が『師匠又は親方』として、男女の習業者に対して自己の職業上の知識や実践経験を伝授することを約し、習業者はその対価として彼らに労務を提供することを約する契約である」と定義していた⁽¹⁹⁾。この定義は1939年にILOが勧告した「徒弟制度に関する勧告」の定義に類似している。

しかし、その後再交付された「明治民法」には「習業契約」は社会的に未だ不要とされ規定されなかった。この背景は、併行して検討が行われていた「工場法」が検討されていたためであり、その土壌にはヨーロッパ的な労働者保護の思想ではなく、殖産興業＝人権軽視の観念が存在したためである。

このような施策が遂行された当時の社会的状況として、国・天皇のためという勤労観が形成された⁽²⁰⁾にもかかわらず、当時の実業教育の振興には結び付かなかつた。例えば、東京職工学校（1881～1890年）卒業生の「其頃は法科萬能で一部の技術をやる者は甚だ軽視された時代だったし名前が職工学校だったから、自分ではえらいつもりであつても向ふからは職工の毛の生えた位にしか見られない」との回想⁽²¹⁾に見られる。この回想は実学に対する社会的評価が低く位置付けていたことを示している。と同時に、職工学校の生徒達は既に立身出世の教育観を植え付けられ、職工（労働者）への卑下観を抱いていたことが分かる。職業教育を受けている者の誇りと職工蔑視観の両面が育成されていたと言える。

また、臨時教育会議の答申⁽²²⁾は実業教育の問題も徒弟学校⁽²³⁾の問題も指摘していないにも関わらず、文部省は徒弟学校を1922年に理由の説明も無く「工業学校規程」改正により廃止したことは職業訓練軽視の官僚版であった。この背景には「徒弟学校規程」は「職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル」としていたが、大学を出て立身出世した官僚が「工場法施行令」（1916年）の「徒弟」条項を見て、職工の養成は学校の目的では無いという学校観を想起したためと推測される。同規程の廃止以降、文部省管轄の学校で労働者をイメージできる人物像の育成を

目的とした学校は設立されない。

近代化の過程でわが国では「習業」は尊重されないまま、殖産興業が推進されたと言える。

そのような当時の徒弟制度問題を看過する観念を労働問題として整理したのが風早八十二であった⁽²⁴⁾。協働会の『徒弟制度と技術教育』でさえ徒弟制度の意義を評価できなかった⁽²⁵⁾。この両書は戦前の労働問題、徒弟制度問題の文献としてよく利用されるが、このような観念が戦後の社会にも波及したと言える。

3. 「教育を受ける権利」と職業訓練

「日本国憲法」の公布は1946年11月3日であった。しかし、「教育勅語」の失効確認決議は1948年6月19日である。つまり、「教育を受ける権利」は戦前と同じ教育観（田中：2007年）で議論されていた問題があった。

3.1. 憲法改正案の「教育を受ける権利」論

初期に発表された憲法改正案では教育に関連する規定を全ての草案が入っていたわけではない⁽²⁶⁾。少なくとも草案の起草者は、戦前と同様に教育は政府の専決事項と考えていた。

いち早く日本共産党は「教育される権利」を規定した「新憲法案骨子」を発表した（1945年11月11日）。

続いて高野岩三郎を座長とする憲法研究会が「教育ノ自由ト保護」を規定した「第一案」を発表した（11月21日）。なお、高野は片山潜と共に運動していた高野房太郎の弟である。

高野岩三郎は個人でも「教育ヲ受クルノ権利」を規定した「改正憲法私案要綱」を発表した（11月23日）。

佐々木惣一（京都帝国大学教授）は「帝国憲法改正ノ必要」として『「教育ノ自由ヲ保障」…ヲ新ニ定ム』と天皇に奉答した（11月24日）。

政府案作成の責任者である松本丞治の「憲法改正私案」（1946年1月4日）は教育を忌避していた。政府案（2月2日）は明治憲法の改正に遠く、マッカーサー草案提起の要因となった。

革新的な研究者等は戦前の「教受権」を民主的観念としてそのまま草案に盛り込んだことが推測される。「教育」の概念が未整理で、為政者が施策する教育は国民主権の立場とは異なることが吟味されず提案されたと言える。戦前の「教受権」観が知識人に定着していたためと考えられる。

3.2. 鈴木安蔵の「教育」の忌避と労働権重視案

憲法研究会は「第三案」を発表した（12月11日）。これは鈴木安蔵が起草した最終案の「憲法草案要綱」となった（12月26日）。GHQは日本人の起草した憲法改正案の中で唯一「憲法草案要綱」を参考にした。

「憲法草案要綱」は「戦争」の文字を忌避していたため「平和憲法案」として賞賛されているが、同時に「教育」を忌避していた。「教育」が忌避されていたことは教

育学界で指摘されていないが、政府の専決事項でなく如何にして国民の子弟を育成するのかの疑問が生じる。このことは、「第三案」で23ヶ条の「国民権利義務」の中の16～20条にわたり規定した労働権を重視することにより保障されるようになっていた。

それは第19条に「健康及労働能力ヲ維持…スルタメ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ」としたことである。すなわち、労働権の保障のためには基本的学習が保障されなければならないからである。この論理は全く教育界で議論されていない。

労働権を重視し、「教育」を忌避した「憲法草案要綱」には、人間としての重要な観点が内包されている。それは、国民の労働権を保障するためには、労働を遂行するための種々の知識が必要であり、その知識等を保障しなければならない施策が必須となるからである。このような鈴木発想は、戦前に「治安維持法」違反の容疑で投獄され、「教育の政治的中立性なるものは、…、存在しえない。」と看破した⁽²⁷⁾ように、教育の問題意識によるものと思われる。

3.3. 国民の権利条項の形式的審議

マッカーサー草案に"Free, universal and compulsory education shall be established."が規定される（1946年2月13日）。この文意は明らかに"education"の整備が国の義務であるとしている。ところが、これとは反対の意となる「教育を受ける権利」を政府は憲法改正案に盛り込んだ（3月2日）。「教育を受ける権利」は為政者が行う教育に矛盾しないと考えたのではなかろうか。政府案は国会で審議が始まるが、「教育勅語」が生きている教育観の下、福沢諭吉の「発育」論を忘却しての議論となった。

しかも、国会審議では教育の議論は低調であり、「君民一体の民主主義体制の確立、国体の護持」を主張して当選した日本自由党の廿日出彦が『「教育を受ける権利」…は民主的な一切を盛ってある、是はもう社会主義のどなたでも是で結構だと思ひます』と述べ（衆議院7月30日小委員会）、改正案に「教育」を規定していなかった自由党の意見をリードした。

例外に佐々木惣一（無所属倶楽部）が「教育を受けると云うことが権利の内容になるのか」との疑問（貴族院9月19日特別委員会）を發した。しかし、政府は疑問に答えず、「教育を受ける権利」は原案のまま規定された。

当時、国体の存続が最大の関心事であり、国民の権利の議論は極めて低調であった。佐々木惣一の疑問に答えずに「教育を受ける権利」が憲法に規定され、施行後も批判的検討がなされなかったことが今日の課題の本質になっている。

似たようなことは「勤労」の審議にもある。

森戸辰男は1946年7月30日の衆議院帝国憲法改正案小委員会で「日本主義の人は勤勞と云ふのは天皇に奉仕すると云ふ特別の意味があるので…労働と云ふのは勞資對立を意味するからいかぬと云ふ『イデオロギー』の上から労働と云ふ言葉を廢止しなければならぬ（とした）

…寧ろ此の際労働と云ふ言葉に直した方が時勢に合ふ」と提案したが、政府は無視してそのまま規定された。

この勤労は"work"ではなく"EUdict:Kanji-English"が示す"diligent service"に近く、わが国の労働問題の理論的研究の障害になっていると言える。

3.4. 教育学者による「教育を受ける権利」の是認

多くの教育学者は国民主権・国民平等下での奇妙な「教育を受ける権利」の語句に疑問を持たず、戦後の教育学を研究してきた。

そのため、戦前の片山等の「教受権」論を無視して、「日本国憲法」に規定された重要な国民の権利であるとの観点で研究を進めてきた。

そして、多くの教育学者は福沢の「発育論」を紹介するがその背景を考察していないため、“education”と「教育」の概念が異なることを看過して研究してきた。

また、鈴木安蔵の「教育」を忌避した「憲法草案要綱」の意味を無視したため、労働権の意義をも無視することになった。同要綱は当時の新聞の第1面に全文が掲載されており、知識人が知らないはずはなからう。

さらに、マッカーサー草案には「教育を受ける権利」はなかったにもかかわらず、マッカーサー草案を押しつけられたとするわが国政府の憲法草案がどのように起草されたのかの探究を怠った。

そして、「日本国憲法」の審議では佐々木惣一が発した「教育を受けることは権利になるのか」との疑問を政府と同じく無視して「教育を受ける権利」を論じてきた。

このような結果、「教育権」論は廿日出の意見を補強する研究となった。これでは「教育を受ける権利」論に対して国民は疑問を持たない。「教育を受ける権利」を前提とした議論は官僚・政治家も同じであり、最初に紹介した基本的人権の保障に関する調査小委員会報告書も当然ながらこの路線に位置づいている。

ところで、新たな時代に向かい「戦争の放棄」の規定は「日本国憲法」が平和憲法としての要であった。「日本国憲法」批判はタブーとなり、この状況下で教育学は「学問の自由」よりも憲法擁護の視座により議論していたと言える。これは、9条を守ることは平和憲法を守ることとされ、このため憲法に規定された「教育を受ける権利」を守ることも同義だと解釈されたのであろう。

ところで、元来教育は為政者が臣民（部下）に施すことであり、それは臣民を区別無く位置づける意図がある。そのため、教育内容は一般化・共通化することになる。このため、「教育を受ける権利」はそのような一般化・共通化した教育内容を受ける事であった。そして、さらに加えてその規定の直前にある「ひとしく」と相俟って、教育は普通教育、画一化する（田中：2002年）ことは必然となる。画一化された普通教育は、当然ながら職業教育、職業訓練を忌避する観念に進展する。

そして、「ひとしく教育」することは「区別しなければ差別になる個性尊重」の精神と論理を軽視、無視することになる。個性を認めて指導すれば「ひいき」だと批判

されるからである。そのため、教育は画一化され、普通教育への拍車がかかる。

以上のような教育観は、戦前の軍国主義批判である、勤労働員・学徒動員等への批判と相俟って、戦後も職業訓練への批判が意識的、無意識的に語られ、特に“民主的”研究者にその傾向は強かった。職業訓練大学校に赴任した佐々木輝雄が着任の挨拶のため名刺を出したある東大教授は「あ、資本家の犬の学校ですか」と揶揄ったという（佐々木：第Ⅲ巻）。

このような戦後“民主主義”，により職業訓練を忌避する教育観は社会一般に広まったと言える。職業訓練はこのような教育観との戦いを強いられたのである。

国民主権の観点からの「教育を受ける権利」が十分に考察されなかったことは、国民の知性的発達を支援すべき教育学としては「学問の自由」が保障された戦後は疑問があると言える。

3.5. 堀尾輝久の「教育権」論による職業訓練忌避観の論理

教育学者の中で特に「教育を受ける権利」を研究して教育学界のみではなくマスコミで権威者となったのが堀尾輝久である。堀尾は「ヨーロッパ近代教育の理念と、その現実に…わが国の憲法・教育基本法体制の思想と構造の解明の端緒を求めた」として、わが国の戦前の「教受権」論を無視した論理を展開している⁽²⁸⁾。そのため、「世界人権宣言」の論理を誤用して論理化するという過ちを犯している⁽²⁹⁾。以下、堀尾が「教育権」論を体系化した『現代教育の思想と構造』を中心に論じる。

その論拠には「実験的試み」や「許容される必要な操作」を用い、「教育が国民の権利」の語句を創作してマルクスの言葉のように解説し、ソビエト憲法よりも前にマルクスが「教育を受ける権利」論を主張したかのよう記している⁽³⁰⁾。

そして、「教育を受ける権利」は「世界人権宣言」にも規定されたとして「人類共通の思想的財産となった」と礼賛し、「教育を受ける権利」への批判を封じたとも言える。ちなみに「世界人権宣言」では“the right to education”であり、「受ける権利」ではない。

その中で、憲法第26条の「教育を受ける権利」の前に第25条があるので、「教育権」は生存権を保障するために重要な人権だということを強調し、第27条の勤労権を無視している。堀尾のこの論理によって「教育権」論は労働問題を無視することになる。わが国の教育界で「生きるための教育」は議論されるが、「働くための教育」が議論されない⁽³¹⁾要因と言える。生きるためには働かねばならないにもかかわらずである。それは、マルクスが労働と“教育”との統合を強調していた文脈の文字を用いて“改ざん”し、しかも労働と“教育”との統合については触れないという「実験的試み」を行っている。

この思想は、先に紹介した教育の画一化、普通教育化とは異なる、「日本国憲法」の解釈から生まれるわが国独自の教育学の論となるのである。

「世界人権宣言」の労働権は第 23 条に, "education" 権は第 26 条に規定されており, 「日本国憲法」と逆に規定されていることを「世界人権宣言」を尊重すると言う堀尾は無視したのである。堀尾の「教育権」論は「世界人権宣言」が労働権に職業訓練を包含し⁽³²⁾, "education" 権よりも前に位置づけ労働権を重視していることを無視して職業訓練忌避観を生成したのであり, このような堀尾の「教育権」論が定着することになった。

「日本国憲法」の不備は, マッカーサー草案が "education" の条文の後ろに労働権を規定したためである⁽³³⁾. その順序を守り教育と勤労の条文の順が現行憲法のようになった。

堀尾は「教育を受ける権利」に「教受権」観が流入していたことを無視して "the right to education" との関係の説いたが, 「教育」と "education" の概念の異質性を看過し, 職業訓練を忌避する「教育権」論を“体系化”したのである。

堀尾輝久による「日本国憲法」を守る立場からの「教育権」論の体系化は戦後の政治状況から言えば一理があった。「教育を受ける権利」を守ったことは憲法擁護の立場からは正しかったかも知れないが, 教育学としての論とは言えない。何故なら「平和憲法案」と多くの研究者が称している鈴木安蔵が起草した「憲法草案要綱」を無視しているからである⁽³⁴⁾. そのような研究観が今日の混乱する教育問題に影響を及ぼしているのである。

なお, 堀尾の条文の順序の論理を「日本国憲法」に適用すれば, 「学問の自由」は「職業選択の自由」を保障する人権である, と言うことになるが, このことを堀尾は述べていない。これも堀尾が人として重要な職業問題＝労働問題に関心が薄いためと言える。

3.6. 労働界における「教育権」の信奉と労働権

「教育を受ける権利」は労働界においても信奉された。例えば, 「労働基準法」の検討過程で労働界は徒弟制度廃止を主張したが, 徒弟制度に反対する労働組合であっても 6 割以上の組合が公聴会で何らかの教育的支援の必要性を求めたり, 「教育を受ける権利」を主張した⁽³⁵⁾。

また, 「職業訓練法」(1958 年) 施行対策として総評合理化対策共闘会議が第二回職業教育研究集会にて決定した「労働組合は職業技術教育に積極的にとりくもう」(1961 年 2 月 23 日) 宣言において, 「労働者は…公共的な職業技術教育を受ける権利があり, 国はこれを保障しなければならない(憲法 26・27 条)」とした⁽³⁶⁾. このように, 職業技術教育の権利は主張したが, 職業訓練との関係は明確ではない。

職業訓練を教育として考える習慣はわが国にはなく, 労働組合の職業訓練に対する意識は一貫して弱かった。このことは, 労働権と教育権との関係を逆に捉える事になる。例えば国鉄労働組合の「国鉄の企業内教育に関する解明について」の申入書は次のように記していた(1972 年 5 月)。

「教育権の具象化は国民の知的, 精神的自立, 知的探

究の自由, 労働権の本質的保障, 文化的側面としての知的, 肉体的能力を発達させる権利, 自覚した政治的な主体としての自己形成の権利を全面的かつ具体的に保障するものでなければならないことはあきらかである。」

「申入書」は「教育権」を労働権の保障により要求しており, 「世界人権宣言」の論理とは逆である。当時の労働運動をリードした国労の「教育権」論は労働界に広まったことであろう。

「教育権」論として職業訓練を位置づけるのであれば, 職業訓練が人間の発達・成長に果たす役割を位置づけるべき⁽³⁷⁾であるがそれはなされなかった。むしろ, 労働組合は高校全入運動を展開し, 高校は進学に有利な普通高校のみが隆盛を極めた。

しかし, 職業訓練が不要なはずはなく, そのため, 産業界から職業教育や職業訓練への要望が出される。しかし, それは企業の為の人材養成だとして労働界からも教育界からも忌避され, 「教育権」論では職業訓練は発展しないことを示した。

大半の労働組合が労働権として職業訓練の受講を主張しなかった⁽³⁸⁾ことは徒弟制度批判の慣習を払拭できないと共に, 教育への信奉が浸透していたからである。「教育権」は国民に支持され易いが, 職業訓練は徒弟制度批判と同様に国民の為でなく企業の為という観念が形成されてきたからである。片山等の「教受権」の論理は今日でも発展せず, 「世界人権宣言」の労働権と "education" 権の関連にははるかに遠い現状と言える。

4. 「教育を受ける権利」の信奉と職業訓練忌避観の定着

以上のように, わが国特有と言える職業訓練の忌避観は, 「教育勅語」が渙発され, 「教育」を批判できない下で片山潜等が「教育を受ける権利」(教受権)を徒弟制度批判と同時に主張したことにより創生され, それは民主的観念としてそのまま戦後に流入して今日まで疑われないことを解明した。このような背景には「教育勅語官定英訳」により「教育」と "education" との概念が同じであると信じさせられたことが背後にあった。

この「教受権」は「教育」を前提とすることにより生じた。臣民に権利が無かった時代, 教育を受けるのは義務であった。この意図を臣民に容認させたのが「教育勅語」であった。「教育」を否定できず片山等はそれに対抗して「教育を受ける権利」と主張し, 日本語として奇妙な慣用句が生まれたのである。

片山潜と幸徳秋水及び下中彌三郎の晩年は全く異なるが, 青年期は共に刻苦勉励によって知識が庶民の自覚を覚醒し, 権利を主張できる素養になることを認識したことは共通している。彼等が重視した知識は国の教育を享受することから始まると考えた。それは読み書き算の基礎的な内容であれば問題はなかった。

しかし, 片山等は「教受権」と徒弟制の意義をアウフヘーベン出来ず, むしろ両者を離反させることになった。

習得した職業能力はその本人の財産であることを確認すべきであった。「教受権」として教育の必要性を主張したことは義務教育の制度実態から普通教育の主張を意味し、職業訓練を批判するという論理と矛盾しなかったからである。つまり、徒弟制は教育訓練機能と雇用機能が共存した制度であり、片山の批判は教育訓練機能を活かしていないとの批判であったがその意味は理解困難で、理解しやすい雇用問題批判が徒弟制批判だと理解されたと言える。

このようなわが国の経緯に対し、“education”は近代化の過程で「能力開発」の対象に職業概念を包含したのである。つまり“education”は“職業能力を開発すること”でもあった(田中, 2006年1)。

片山等の「教受権」論を戦後の革新的な論者は民主的であるはずと信じて利用したと推測される。そこには「権利」という言葉に惑わされる盲点があった。「教育を受ける」ことであれば義務であっても権利であっても実態に大差は無いことに思いが至らなかった。「権利」とは「物事を自由に行なったり、他人に対して当然主張し要求することのできる資格。」(『日本国語大辞典』)だからである。福沢諭吉の論を用いて「発育する権利」であればより好ましかったが、教育を否定できない時代の下での最大の抵抗であったことを理解すべきと言える。

「教育を受ける権利」が「日本国憲法」に規定されると、それを国民は疑う余地はなかった。

徒弟制度については戦後も雇用機能と教育訓練機能を分離しない批判が出された。労働組合も徒弟制を批判したため「労働基準法」案第69条の最初のタイトルは「徒弟使用者の制限」だった。しかし、GHQの労働運動支援の立場が転換し2.1スト禁止が出ると、閣議は「徒弟の弊害排除」と改正した。このタイトルは今日にも残っており、職業訓練忌避観の源泉の一つとなり、職業訓練批判の論理になっている。

また、旧「教育基本法」第7条の「勤労の場所における教育」について、教育刷新委員会は「技能者養成所…等の教育施設に…教育の機会均等の趣旨に基づき…単位制…を与える」と建議した(1948年)が文部省は拒絶した(佐々木:第II巻)。文部省は教育を狭い学校教育に限定したからである。

宮原誠一は「すべての教育は職業を目的とする教育」であると主張したが、下中が設置した生産教育協会では徒弟制度に批判的な「計画書」を起草する限界があった。協会には徒弟制度に敬意を示す職業訓練大学校初代校長になる成瀬政男も出席したが、徒弟制度が評価されることはなかった⁽³⁹⁾。

そして、堀尾が体系化した「教育権」論が教育界・社会に定着した。その「教育権」論は“the right to education”ではなく片山等の「教受権」論の延長線上に位置付けていることを本人も自覚していなかった。「教育権」論は新憲法の独特な論理構造を前提として“体系化”された。そのため、「教育権」論は子どもの“全面発達”論に有利な普通教育論と馴染み、同時に職業訓練忌避観が同化し

た。そのような教育学の「教育権」論は、国民の進学志向と共鳴し、わが国に定着したと言える。

5. おわりに

「教育勅語」下において労働界で主張された「教育を受ける権利」論と徒弟制度批判により職業訓練忌避観が創生された。本稿では戦後新憲法の「教育を受ける権利」論の解釈により体系化された「教育権」論により、戦前の「教受権」による職業訓練の忌避観が補強され、定着したという論理構造を立証できたと考える。

今後、わが国の人間育成を総合的に発展させるためには国民一人ひとりが自立できるための職業能力を修得することが権利であるという理論を構築することが課題となる⁽⁴⁰⁾。

最後に、これまで多くの方々にご教示、ご支援を頂いたことに御礼申し上げます。

なお、本稿の元稿はPTUフォーラム2020の報告で予定していた配布資料であるが、フォーラム中止の後、12月2日の職業能力開発研究会で報告の機会を得、元稿を再編して配布した「職業訓練忌避観の創生と定着—職業訓練批判と『教育を受ける権利』主張の重複化による—」の戦後の論を中心に要約したものである。

Keywords: Apprenticeship, Kyo-Jyu Ken, Universal Declaration of Human Rights, Kyo-Iku Ken

註

- (1) 以下、片山等の戦前の「教育を受ける権利」論は「教受権」と略す。
- (2) 田中萬年「職業訓練忌避観創生の背景と課題」。「田中萬年の新ホームページ」-「論文」に連載(2020年8月)
- (3) 濱口桂一郎ブログ「EU労働法政策雑記帳」, 2014年4月12日。
なお、「日本版デュアルシステム」を厚生労働省は平成16年度から、文部科学省は平成17年度から展開しているが、当初に喧伝したような成果は特に文科省系学校では明らかでない。
- (4) R J Coats, "The Middle Ages", London, LONGMAN GROUP LIMITED, 1972. (「まえがき」に12-13歳用と明記)
- (5) 今井宏・朝倉文市『イギリス—II その人々の歴史』, 帝国書院(1981)。詳しくは田中萬年「徒弟制度再考—修業の意義と日本の教育観による忌避」, 明治大学『経営論集』第66巻第1号, 2019年参照。
- (6) ILOの「職業訓練に関する勧告」(1939), ユネスコの「技術・職業教育に関する条約」(1955)の定義。この精神は相互に尊重しあい、その後の改正勧告・条約にも生きている。
- (7) 基本的人権の保障に関する調査小委員会『教育を受ける権利に関する基礎的資料』, 衆議院憲法調査会事務局, 2003年。
- (8) 小林順子編著『21世紀を展望するフランス教育改革』,

東信堂, 1997 年.

- (9) 「徒弟法」, 「救貧法」下のワークハウススクール, 「工場法」を経てわが国の「学制」制定 11 年前の 1861 年に成立している. イギリスの庶民の学校はわが国とは反対の発展をしている. 佐々木輝雄第 I 巻参照.
- (10) "WEBSTER"は 1852 年版で"education"を"develop"で説明する定義になった. また, 同書 1856 年版からは能力として職業概念を含めた. 詳しくは田中萬年(2006 年 1)参照.
- (11) なお, 「教育を受ける権利」の前に「教育」の概念・定義の問題があるが, このことは本稿では論じない. 例えば, 戦後教育学をリードした大田堯は晩年に「education に…『教育』…をあてたことは…誤訳」だったとも云えよう, また, 教育は「上からの外来語ないし官製語というべきだろう.」としている. 大田堯「人間にとって教育とは」, 『大田堯自撰集成 1』, 藤原書店, 2013 年. ただ, 望ましい"education"の日本語, 教育の英訳は記されていない. 筆者はそれぞれ「能力開発」及び"production"が適切と考えている. 「教育」が庶民にも馴染むようになったのは二葉亭四迷, 1887)『浮雲』以降と思われる(田中 2006 年 1). また, ラテン語の「子どもを導く」との意味の"pedagogy"を「教育学」とした過ちが重なったと言える(田中: 2017 年).
- (12) 田中萬年・村瀬勉『用語『普通教育』の生成と問題』, 『職業能力開発総合大学校紀要』第 39 号 B, 2010 年.
- (13) 本田由紀『教育の職業的意義』, ちくま新書, 2009 年.
- (14) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造—国民の教育権と教育の自由の確立のために—』, 岩波書店, 1971 年. 以下, 『構造』と言う. なお, 本書は第三部を省き, 岩波書店同時代ライブラリー版(1992 年)としても刊行された. なお, 「教育する」は他動詞であるため, 「教育権」は“教育する権利”であり「教育を受ける権利」とは概念が異なるが, 堀尾はこれらを区別せずに用いている. 国民平等の下, 他人を教育する権利は誰にも無いはずである.
- (15) 堀尾がソビエト憲法に現れたという「教育を受ける権利」の英訳は「世界人権宣言」と同じ"the right to education"である. ちなみに, 「世界人権宣言」を最初に紹介した鈴木安蔵は「教育に対する権利」と訳していた. なお, 「日本国憲法」の「ひとしく教育を受ける権利」は"the right to receive an equal education"である.
- (16) 教育学の代表的資料集である海後宗臣・波多野完治・宮原誠一監修『近代日本教育論集』(全 8 巻), 国土社(1970)は, 第 3 巻「教育内容論 I」に「プロレタリア教育運動」として片山潜の職工教育に関する「必要」, 「方法」, 「弊害」, 「便法」の記事を転載し, 坂元忠芳が解説で, 片山が多く職工は普通教育が欠けており普通教育を主張した背景を紹介しているが, 教育論としてより根源的な「教育権」論は転載していない. なお, 「弊害」には「学問を尊び労働を賤しむ習慣をゆるする」ようになると批判している.
- 上の元稿は『労働世界』の第 2 期(明治 35~36 年)の雑誌記事であり, これらの内容は, 第 1 期『労働世界』の普通教育の必要性論を整理したものと言える.

以下の本稿で筆者が引用している『労働世界』の記事は第 1 期の新聞(明治 30 年 12 月 1 日~明治 34 年 12 月 21 日: 100 号)記事である.

- (17) 労働問題の資料集である資料日本社会運動思想史編纂委員会編『資料日本社会運動思想史』(全 6 巻)青木書店(1968)では『労働世界』等の片山の論考は第 3 巻: 30 点, 第 4 巻: 2 点, 第 5 巻: 著書 1 点, 第 6 巻: 14 点, 計 47 点を転載しているが, 教育訓練論は無い. また, 隅谷三喜男は『日本職業訓練発展史』(全 3 巻)日本労働協会(1970~78)でも, また『労働世界』の解説においても片山の教育論には触れていない.
- そのことは, ヨーロッパをよく知る濱口桂一郎による拙著『「教育」という過ち』への不満として, 「職業のための学習, 教育, 訓練, 開発, などと言おうが, それこそがエデュケーション・トレーニングの本筋なのだ」と述べた言葉に表れている(「EU 労働法政策雑記帳」, 2017/07/25). この観点により, 氏の『労働法政策』, ミネルヴァ書房, 2004 年で「職業能力開発法政策」の章に学校の「職業教育」が整理されている. しかし, この整理は筆者が「"Education"は『教育』ではない」, 『技能と技術』, 1996 年 6 号以降に唱えてきたように, 欧米の"education"や"training"の意であるが, わが国での「教育」・「訓練」の理解とは言えない.
- (18) 星野英一『民法論集』第 8 巻, 有斐閣, 1996 年.
- (19) 野原香織「ボワソナードの雇傭契約論」(上・下), 明治大学『法学研究論集』第 39・40 号, 2013・2014 年.
- (20) 二宮尊徳の「勤労」観が天皇への奉仕の観念になったのは“明治維新”による“廃仏毀釈”運動下であった. 教育と勤労とが密接なことは戦前の「勤労即教育」の政策に見られる. 戦後もたびたび「勤労教育」が主張される. 「徒弟」が寺の小僧に使用されていたことについては水上勉『金閣炎上』, 1986 年, 新潮文庫に詳しい.
- (21) 東京工業大学『東京工業大学六十年史』, 1940 年.
- (22) 臨時教育会議「実業教育ニ関スル件」; 「答申」, 1917 年.
- (23) 徒弟学校は 1894 年に設立されたが“坊主の学校みたい”との異論が出なかったのか寡聞にして知らない.
- (24) 風早八十二『日本社会政策史』, 日本評論社, 1937 年. 本書は労働問題中心の著書であり, 徒弟の年齢時期については「幼年少労働者」として論じられている. しかし, 「徒弟」の用語を用いず, 徒弟制度問題は取り上げていない. つまり, 熟練工の養成方法は不問となっている.
- (25) 協調会『徒弟制度と技術教育』, 協調会, 1936 年. 本書の大半は欧米の徒弟制度の解説であり, わが国については「篤志の親方は夜間読み書き算盤修業を勉む」がほとんどで成果が無いとして, 仕事の修業の意義については触れていず, 徒弟制度を解説した書とは言えない.
- (26) 例えば, 『広辞苑』の戦前版である『辞苑』(博文館, 1935)と戦後の『広辞苑』における「教育」の“教える—受ける”という主体と客体の関係についての定義に大差はない. このような『辞苑』の定義を(1997)『教育をどうする』岩波書店に寄稿した 316 人の知識人は永六輔の「学習に変えるべき」論を除き, 肯定こそすれ, 否定する者

はいない。

- (27) 鈴木安蔵「教育の中立性」、『教育評論』第2巻第10号、1953年。
- (28) 下中の「教受権」論については堀尾輝久も注記で『国家主義の立場からの教育強制制度』の強化に過ぎないとして、反対したことは注目して良い。」と意味づけているが、「日本国憲法」の「教育を受ける権利」との関係を論じていない。
- なお、中野光、岡本洋三、川合章、浜田陽太郎編の下中彌三郎(1974)『万人労働の教育』平凡社は「学習権の主張」を第二部「教育解放運動論」に採録しているが、解説担当の岡本は「教受権」論については触れていない。第一部「万人労働の教育論」を担当した中野が解説で「学習権の主張」を紹介しているが「教受権」論については論じていない。
- (29) 堀尾輝久の「教育を受ける権利」論への批判は田中萬年「日本的『教育を受ける権利』の精神と問題」、『現代の理論』09年新年号、2009)、及び、田中萬年「迷走する『教育を受ける権利』論」、『現代の理論』デジタル版第2号(2014年8月)を参照されたい。
- (30) 田中萬年『教育権』論による職業訓練忌避観の生成—堀尾輝久の『教育権』論を中心に—、日本産業教育学会第60回大会自由研究発表配布資料、2019年。「田中萬年の新ホームページ」—「報告・発表」に連載。
- (31) 教育が社会に繋がらねばならないとする教育学者の論は多くないが、里見実「社会とのつながりの中で学ぶ、ということ」、『技術と人間』、2002年7月号がある。
- (32) 「世界人権宣言」は「労働権」に「すべて人は…失業への保護に対する権利を有する」と規定しており、ここには職業訓練に関する施策が含まれている。
- (33) マッカーサー草案の問題は、よく言われるように米国人は建国以来「自由」(liberty)を求めて来たのでヨーロッパ的「人権」論の思考様式と異なるためと推測される。例えば、「世界人権宣言」では職業選択の自由は労働権に含まれているが、マッカーサー草案は Article XXII. Academic freedom and choice of occupation are guaranteed.としていた。
- (34) 堀尾も「憲法草案要綱」の天皇の象徴制論については論じているが、「憲法草案要綱」が「教育」を忌避していたことについての論は寡聞にして知らない。
- (35) 木村力雄『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について(資料)』、職業訓練大学校調査研究資料No.8、1973年。
- (36) 竹山英夫・那須野隆一「第三回職業技術教育研究集会の総括」、『労働調査時報』第452号、1962年。
- (37) 田中萬年「労働・職業訓練・実習が人間的成長に果たす意義」、『教育学研究』第81巻第3号、2014年。
- (38) 木村力雄、前掲書(35)。

なお、戦後、公共職業訓練は憲法第22条の「職業選択の自由」権に、事業内訓練は第27条第3項の「児童酷使の禁止」に基づいていたが、1958(昭和33)年制定の「職業訓練法」以降、職業訓練の位置づけが「日本国憲法」に明確では無いこともある。詳しくは田中萬年「混迷の戦後

職業訓練法制—労働権に逢着しない—、龍谷大学『龍谷法学』第51巻第3号(2019年2月)参照。

- (39) 田中萬年「1950年代における労働と教育をめぐる課題」、日本社会教育学会編『労働の場のエンパワメント』、東洋館出版社、2013年。
- (40) 田中萬年「これからの人間形成の法体系」、日本社会教育学会編『教育法体系の改編と社会教育・生涯学習』、東洋館出版社、2010年。

参考文献

- [1] 佐々木輝雄職業教育論集第I巻『技術教育の成立』、第II巻『学校の職業教育』、第III巻『職業訓練の課題』、多摩出版、昭和62年。
- [2] 田中萬年『わが国の職業訓練カリキュラム—課題と方法—』、燭台舎、1986年。
- [3] 田中萬年『生きること・働くこと・学ぶこと—「教育」の再検討—』、技術と人間、2002年。
- [4] 田中萬年・大木栄一編『働く人の「学習」論—生涯職業能力開発論—』(初版・第2版)、学文社、2005・2007年。
- [5] 田中萬年『仕事を学ぶ—自己を確立するために—』、実践教育訓練研究協会、2004年。
- [6] 田中萬年『教育と学校をめぐる三大誤解』、学文社、2006年1。
- [7] 田中萬年『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会、2006年2。
- [8] 田中萬年『働くための学習—「教育基本法」ではなく「学習基本法」を—』、学文社、2007年。
- [9] 田中萬年「成瀬政男の技能・職業訓練論による教育界への啓蒙活動」、『職業能力開発総合大学校紀要第42号』、2013年3月。
- [10] 田中萬年『「職業教育」はなぜ根づかないのか—憲法・教育法のなかの職業・労働疎外—』、明石書店、2013年。
- [11] 田中萬年『「教育」という過ち—生きるため・働くための「学習する権利」へ—』、批評社、2017年。
- [12] 田中萬年『奇妙な日本語「教育を受ける権利」—誕生・信奉と問題—』、V2新書、2020年。
- [13] 成瀬政男『人生と技能』、民主教育協会、1966年。
- [14] 宗像元介『職人と現代産業』、技術と人間、1996年。
- [15] 元木健・田中萬年編『非教育の論理—働くための学習の課題—』、明石書店、2009年。
- [16] 森和夫『技術・技能論』、大妻女子大学、2018年。

(原稿受付 2020/12/04)

*田中 萬年、博士(学術)
職業能力開発総合大学校名誉教授
TANAKA Kazutoshi, Professor Emeritus at The Polytechnic University of Japan, 2-32-1 Ogawa-Nishi-Machi, Kodaira, Tokyo 187-0035.
Email: tanaka1mannen@yahoo.co.jp